

官報号外

平成十五年四月八日

○第一百五十六回 衆議院会議録 第二十一号

平成十五年四月八日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

個人情報の保護に関する諸法案を審査するため委員四十五人による個人情報の保護に関する特別委員会を設置するの件(議長発議) 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出) 個人情報の保護に関する法律案(内閣提出) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出) 個人情報の保護に関する法律案(内閣提出) 情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出) 及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出) 並びに個人情報に関する法律案(枝野幸男君外八名提出) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出) 及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案(枝野幸男君外八名提出) の趣旨説明及び質疑

○議長(綿貫民輔君) 午後二時開議
○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

書
〔本号末尾に掲載〕

特別委員会設置の件

○議長(綿貫民輔君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

個人情報の保護に関する諸法案を審査するため委員四十五人による個人情報の保護に関する特別委員会を設置いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よって、そのとおり決まりました。
ただいま議決されました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

本件は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようになります。

本件は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようになります。

その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、港湾管理者が受理する入港届等を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、管理することができる

こととし、その電子情報処理組織を使用する港湾管理者は、使用料を負担しなければならないこと、

後、両案について討論を行い、採決いたしました結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたしました。

第二に、民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備について、その対象施設に港湾施設を加えること

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

等であります。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 出)

法律案、空港整備法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。国土交通委員長の報告を求めます。国土交通委員長河合正智君。

次に、空港整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にからんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、第二種空港、第三種空港または共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設もしくは改良または政令で定める空港用地の造成もしくは整備の工事等を追加すること、

第二に、地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港またはその設置し、もしくは管理する第三種空港において、予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及びこれとあわせて施行されるべき政令で定める空港用地の造成または整備の工事を施行することができます。

両案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、四月一日扇国土交通大臣からそれ提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了等であります。

両案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、四月一日扇国土交通大臣からそれ提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了等であります。

両案について討論を行い、採決いたしました結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたしました。

第二に、民間都市再生事業計画の認定を受けた

事業者が行う公共施設の整備について、その対象

施設に港湾施設を加えること

ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 提出者細野豪志君。

(細野豪志君登壇)

○細野豪志君 私は、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合を代表して、共同提出の個人情報保護法案並びに関連法案の趣旨の説明をいたします。(拍手)

国会において、個人情報保護法案の審議が開始されたのは、一〇〇一年の三月、政府が最初の個人情報保護法案を提出したときにはかのぼります。本法案を審議する前に、なぜ、二年以上もの間、政府提出法案が成立しなかったのか、そして、昨年末、廃案という無残な結果を招いたのか、その原因を考える必要があります。

振り返ると、政府案への批判は、表現の自由や国民の知る権利への侵害に集中していました。しかし、政府提出法案の最も深刻な問題は、個人情報の官への集中を放置しながら、民には厳しく官には甘い、この一点にあります。

法案が提出されて以来、メディアの報道、市民団体の活動、そして、多くのジャーナリストからの批判が集中し、個人情報保護法案は国民からの袋たきに遭いました。国会外の多くの人々からの声を受け、野党四党は、一致結束して、この欠陥法案に反対し、廃案に追い込むことができたのであります。政府及び与党三党は、この事実をまことに受けとめるべきであります。(拍手)

このたび、政府は、廃案となつた旧法案に微修正を施し、形だけ新たな法案として、国会に提出いたしました。新たな個人情報保護法案の中身を見ると、修正の目的が報道からの批判を免れようとする意図にあることは明らかであります。一方、行政機関個人情報保護法案では、新たな罰則規定が設けられておりますけれども、昨年、国民に大きな衝撃を与えた防衛省リスト問題のようなケースは不間に付される可能性が極めて高く

なっておりました。政府提出法案は旧法案の持つていた深刻な問題を放置した欠陥法案であると断ざざるを得ません。(拍手)

今日、情報通信技術の急速な発展に伴い、多様な個人情報の利用が飛躍的な広がりを見せております。このような時代背景を考えたとき、個人情報保護法の必要性は、我々野党も一致して認めます。しかしながら、政府と我々との間には、個人情報保護に対する基本的な哲学に大きな差があります。

我々が最も懸念するのは、民間と比較して膨大な個人データを有している行政機関への情報の集中であります。国民の最大の不安もこの点にある

것입니다。そのことを考えると、個人情報保護のあり方は、権力の関与を最低限にとどめるものでなければなりません。野党四党は、この哲学に基づいて、国民の個人情報の保護を適切に得る法案を提出いたします。

以下、政府案との違いに焦点を当てて、ポイントを御説明いたします。

まず、「個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に個人が関与する」という自己情報コントロール権を第一条の目的規定に定めました。この考え方方は、個人情報取扱事業者の義務の部分で具体化されています。

次に、個人情報取扱事業者に対して、センシティブ情報特に慎重な取り扱いを義務づけました。具体的には、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意なく、思想及び信条に関する事項、医療に関する事項、福祉に係る給付に関する事項、犯罪の経歴に関する事項、人種、民族、社会的身分、門地並びに出生地及び本籍地を取り扱う

ことを原則的に禁止するものであります。国民の最大の懸念であるセンシティブ情報について一切記載のない政府案は、この面からも国民の負託にこたえるものとはなっておりません。

また、個人情報保護における主務大臣の恣意的

な運用を避けるために、いわゆる三条委員会であることといたしました。すなわち、個人情報の適正な取り扱いのために必要な監督、苦情の処理等の個人情報保護委員会に与えることとしたところであります。

さらに、個人情報を保護する一方で、表現の自由や報道の自由を守り、国民の知る権利を担保するために、適用除外規定を設けました。政府案においても、適用除外が設けられてはおりますけれども、野党案では、その適用除外を報道機関に限定するのではなく、活動の目的によって規定しております。

具体的には、「報道の用に供する目的」「著述の用に供する目的」「不特定かつ多数の者に対して、情報を発表し、又は伝達する活動の用に供する目的」に基づいて、国民の個人情報の保護の用に供する目的「政治活動の用に供する目的」の個人情報の取り扱いについては、本法の義務規定を適用しないことといたしました。

また、政府案で定められている適用除外を受けける機関に対する努力規定は、報道の自由等を制限する懸念があるため、野党案では設けておりません。

一方、行政機関個人情報保護法案については、より厳しい規定を設けております。特に、個人情報の目的外利用については、厳格に禁止いたしました。例外的に、「業務の円滑な遂行に著しい支障が生じるとき」には目的外利用を認めはしておりますけれども、その際も、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞かなければならぬことがあります。この点、政府案では、特別委員会の設置を強行いたしました。この暴挙に強く抗議し、趣旨の説明を終わります。

(拍手)

個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)並びに個人情報の保護に関する法律案枝野幸男君外八名提出、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出)及び情報公開・個

定を設けております。

行政機関の職員がその職権を乱用して、個人の秘密に属する事項が記録された文書などを収集したときには、罰則を科すことといたします。防衛

廳リスト問題のケースにおいては、この規定が適用されることになります。また、行政機関の職員が個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルを利用したときにも、罰則を科すこととしております。より厳格な罰則を設けることによつて行政機関の個人情報の乱用を予防することとしております。

以上が、野党四党が共同提出いたしました法案の趣旨であります。

趣旨説明の最後に、一言申し上げます。

我々は、個人情報保護法案の十分な審議を強く

求めております。ただし、その審議は、個人情報保護法案の審議を尽くしてきました内閣委員会で行われるべきであります。このたび、与党三党は、指

揮委員長ポストを確保することで審議の短縮を目指し、特別委員会の設置を強行いたしました。

この暴挙に強く抗議し、趣旨の説明を終わります。

人情報保護審査会設置法案(枝野幸男君外
八名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対しして質疑の通告があります。順次これを許します。今野東君。

(今野東君登壇)

○今野東君 民主党的今野東です。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました野党四党提出の個人情報保護関連法案並びに内閣提出の個人情報保護関連五法案について質問いたします。(拍手)

さて、日本列島は桜前線が北上しています。桜の季節の前後にもさまざま花が咲き競います。列島は花の香りに包まれておりますが、ここ国会だけは、花の香りというわけにはいきません。どうも、うさん臭い霧が漂っています。

坂井隆憲議員が逮捕されたこともあるかもしれません。大島理森前農林水産大臣が、秘書がやつた、閲知しないといふながら大臣をやめたといふこともあります。さらに、なぜ、この時期に個人情報保護法案、関連法案の審議を急ぐのか。なぜ、内閣委員会で審議されたものが今回特別委員会で、しかも、 性急に審議されるのか。我が党もしつかり議論はさせていただきますが、これは国民の皆さんに説明しがたい与党のこぞくな手段と言わざるを得ません。(拍手)

さて、小泉総理に伺います。

日々伝わってくるイラク戦争に、国民の皆さんは大きな関心を持っています。国連安全保障理事会を無視したアメリカ軍によるイラクへの武力行使に心を痛め、一日も早くイラク、中東地域に和平と安定の構築がなされることを祈っています。報道によれば、米英軍はバグダッド中心部へ侵攻し、フセイン体制の象徴だった大統領宮殿が爆撃され、政権は急速に支配機能を失いつつあるとも言われています。近ごろは、戦争後の統治、復興をめぐって、さまざまな意見が出始めました。政府も、あしたか

ら、川口外務大臣をイギリス、フランス、ドイツに派遣するそうですが、総理は、この戦争はどうなつたら戦後だと認識されるのでしょうか、どうなつたら終結と考えるのでしょうか。そして、この復興をめぐっては、日本は国連主導の復興を主張するのでしょうか。はたまた、復興支援についてもアメリカから言われるままにイエス、イエスとうなづくのでしょうか。それとも、また例の、その時に考えるのでしょうか。どうぞ、日本をどう主張するのか、お考えをお聞かせください。

また、復興支援のための補正予算を編成する可能性を総理はマスクミには語っているようですが、この本会議場で、私たちにぜひお聞かせください。

個人情報が公の利益の名のもとに収集されることが多くなりました。それに対して、監視社会の到来を心配する声も市民社会の中から出てきています。だからこそ、私は、プライバシーの権利である個人情報保護法はしっかりと整備しなければならないと思っています。

しかし、そこでは、実効性を担保すること、自己情報コントロール権をしっかりとうこと、そのままにしているという、実に卑劣な修正案であります。総理の答弁を求めます。

個人の権利の尊重の立場から、個人の情報は本人が情報の流れをコントロールできるような仕組みにすべきだと考えます。個人情報の取得、利用、第三者への提供に関して本人が関与し、他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の「目的」の中に明記すべきではないかと思います。

他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の「目的」の中に明記すべきではないかと思います。

個人の権利の尊重の立場から、個人の情報は本人が情報の流れをコントロールできるような仕組みにすべきだと考えます。個人情報の取得、利用、第三者への提供に関して本人が関与し、他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の「目的」の中に明記すべきではないかと思います。

政府・与党案には、思想、信条、その他の心身、経歴に関する一般に公表してほしくない個人情報及び差別の原因となるおそれのある個人情報、センシティブ情報を擁護する意思が見られません。

センシティブ情報の収集禁止規定は、個人情報保護条例を持つ自治体のおよそ六割が条例に明記しています。センシティブ情報の慎重な取り扱いを「基本理念」に規定し、民間と行政機関の双方になつてしまいますが、総理はどうお考えでしょうか。

政府は、表現、報道の自由を制限するものでないかと見えますが、総理はどうお考えですか。

政府は、表現、報道の自由を担保すること、とりわけ、個人情報を原理として認めた上で法整備を進めるべきだと考えます。このところをしっかりとおかないといふことは、個人情報保護法はいかがんな法律になつてしまいますが、総理はどうお考えですか。

政府は、表現、報道の自由を制限するものでないかと見えますが、担当大臣と野党法案担当者の間で、国家機関が国民の税金で使われるとして大きな反対を巻き起こした五つの基本原則を、今回は削除しました。確かに、このことでマスコミの個人情報保護法反対のキャンペーンは縮小されたように感じます。そういう意味では、

政府のねらいどおりだったかもしれません。しかし、ここにはからくりがあることを見逃すわけにはいきません。

義務規定の適用を除外された報道、学術、宗

教、政治の四分野には、五十条三項で、努力規定が設けられています。これは、削除したと見せておいての裏仕掛けではないでしょうか。実質的に、これら適用除外を受けた四分野にも規制が及ぶ可能性を残した。つまり、メディアに配慮する張するのでしょうか。はたまた、復興支援についてもアメリカから言われるままにイエス、イエスとうなづくのでしょうか。それとも、また例の、その時に考えるのでしょうか。どうぞ、日本をどう主張するのか、お考えをお聞かせください。

また、政府案の基本法を見ますと、主務大臣の監督権限が残されています。また、三十六条では、主務大臣として国家公安委員会を指定することになります。総理の答弁を求めます。

個人の権利の尊重の立場から、個人の情報は本人が情報の流れをコントロールできるような仕組みにすべきだと考えます。個人情報の取得、利用、第三者への提供に関して本人が関与し、他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の「目的」の中に明記すべきではないかと思います。

政府・与党案には、思想、信条、その他の心身、経歴に関する一般に公表してほしくない個人情報及び差別の原因となるおそれのある個人情報、センシティブ情報を擁護する意思が見られません。

センシティブ情報の収集禁止規定は、個人情報保護条例を持つ自治体のおよそ六割が条例に明記しています。センシティブ情報の慎重な取り扱いを「基本理念」に規定し、民間と行政機関の双方になつてしまいますが、担当大臣と野党法案担当者の間で、国家機関が国民の税金で使われるとして大きな反対を巻き起こした五つの基本原則を、今は削除しました。確かに、このことでマスコミの個人情報保護法反対のキャンペーンは縮小されたように感じます。そういう意味では、

政府のねらいどおりだったかもしれません。しかし、ここにはからくりがあることを見逃すわけにはいきません。

義務規定の適用を除外された報道、学術、宗教、政治の四分野には、五十条三項で、努力規定が設けられています。これは、削除したと見せておいての裏仕掛けではないでしょうか。実質的に、これら適用除外を受けた四分野にも規制が及ぶ可能性を残した。つまり、メディアに配慮する張するのでしょうか。はたまた、復興支援についてもアメリカから言われるままにイエス、イエスとうなづくのでしょうか。それとも、また例の、その時に考えるのでしょうか。どうぞ、日本をどう主張するのか、お考えをお聞かせください。

さて、政府案の基本法を見ますと、主務大臣の監督権限が残されています。また、三十六条では、主務大臣として国家公安委員会を指定することになります。総理の答弁を求めます。

個人の権利の尊重の立場から、個人の情報は本人が情報の流れをコントロールできるような仕組みにすべきだと考えます。個人情報の取得、利用、第三者への提供に関して本人が関与し、他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律の「目的」の中に明記すべきではないかと思います。

政府・与党案には、思想、信条、その他の心身、経歴に関する一般に公表してほしくない個人情報及び差別の原因となるおそれのある個人情報、センシティブ情報を擁護する意思が見られません。

センシティブ情報の収集禁止規定は、個人情報保護条例を持つ自治体のおよそ六割が条例に明記しています。センシティブ情報の慎重な取り扱いを「基本理念」に規定し、民間と行政機関の双方になつてしまいますが、担当大臣と野党法案担当者の間で、国家機関が国民の税金で使われるとして大きな反対を巻き起こした五つの基本原則を、今は削除しました。確かに、このことでマスコミの個人情報保護法反対のキャンペーンは縮小されたように感じます。そういう意味では、

政府案の罰則規定は、官僚などが個人の利益のために不正にデータを流用するなどした場合にしか適用されないことになっています。省庁の組織ぐるみで行われる不正行為に対してもどう対処するのですかと質問すると、恐らく総務大臣は、そういうことはないように努めさせてありますと答えるですが、そうはいわれるわけではありません。実際に、二〇〇二年六月、防衛厅の情報公開請求者リスト作成問題などのケースが明らかになっています。去年のことです。こうしたことから、省庁の組織ぐるみで行われる不正行為に対して何の罰則もないというのではなく、個人情報の保護に関して政府の意気込みは極めてあいまいと総務大臣の正義に訴えます。お考えをお聞かせください。

個人情報保護法案が市民活動に対する規制ではないかという声もあります。高度情報化社会において個人情報の保護は大切ですが、この夏から稼働する住基ネットを隠れみのにして表現や市民活動の自由を脅かすようなことがあってはならないと主張して、私の質問を終わります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今野議員にお答えいたします。

実効性の担保、自己情報コントロール権、表現の自由の担保の必要性についてでございます。

政府案においては、自己情報コントロール権を権利としては明記しておりませんが、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけ、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意などについて明確に規定し、個人の権利利益を実効的に保護しております。

また、個人の権利利益の保護と表現の自由を含む個人情報の有用性についてバランスをとる旨を明確にしているところであります。

しかし、自己情報コントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に関しまさな見解があり、明確な概念として確立していないことや、表現の自由等との調整原理も明らかでないことがあります。

報道、学術、宗教、政治の四分野については、憲法上の自由に密接にかかわるものであることから、行政規制の対象とすることがふさわしくないものについて、必要な範囲で義務規定の適用を除外しているところであります。

しかし、これら四分野においても、人格尊重の理念のもとに個人情報を慎重に取り扱うべきことには変わりなく、政府案では、第五十条第三項の努力規定を設け、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な措置をみずから講じていただきたいこととしておりますが、これはあくまでも自律的な措置であり、規制的効果を有するものではありません。

イラクについてのお尋ねでございます。

我が国といたしましては、イラク及び周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクが一日も早く再建され、イラク国民が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、今後の事態の推移を見守りつつ、国際社会と協調して、できる限りの対応を検討していくと考えでございます。

このような状況の中、現時点での戦後復興のための補正予算の編成を議論することは時期尚早であると考えます。

なお、武力行使の終結の時点に関しては、具体的にいかなる状況となるかについて、事態の推移を見守る必要があると考えます。

政府側の残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○山内功君 今野議員にお答え申し上げます。

まず、個人情報の取得、利用、第三者への提供に関し本人が関与する旨の規定を明記すべきではありません。

近年の情報化の発達した社会において、私生活の侵害を未然に防ぐ観点から、プライバシーの権利について、自己に関する情報の流れをコントロールするという側面が活発に議論されていました。

例えば、今野議員の地元の宮城県でいえば、石巻市は、その個人情報保護条例について、積極的に自己の個人情報に関する新しい概念、自己情報コントロール権を保障することにより、本制度の究極的目的である個人の人格と尊厳の尊重を目指したものであると位置づけています。同様の条例や認識は、多くの自治体、さまざまな市民の間で広範に広がっています。

確かに、自己情報コントロール権は生成中の概念ではありますが、基本的人権にかかる重要な権利であることは間違いない、私どもは、その趣旨や精神を法案に盛り込むことによって社会的な認知を後押しするという考え方をとっています。

野党案は、自己情報コントロール権について、その要件効果が学説においてもなお検討過程にあることから、確定的なものとして明記はしていないものの、その基本的考え方を十分に反映させた画期的なものであると自負をしております。

なお、自己情報コントロール権は、表現の自由と一種緊張関係にあることは事実ではありますが、だからこそ、私どもは、第一条で「表現の自由を尊重しつつ、」という規定を盛り込んだほか、中立的な個人情報保護委員会を設置すること、適用除外の範囲を広くとることなどを通じ、表現の自由については政府案より格段に尊重されているものと考えております。

次に、センシティブ情報の規制についてです。今野議員御指摘のとおり、野党案では、「三条二項で「基本理念」として示した上で、個人情報取扱

を賜りたいと思います。

仮に、不開示決定に不服があるとすれば、情報公開・個人情報保護審査会等において第三者的な判断がなされるわけでござりますので、もとより行政機関の恣意的な扱いはしない、こういうことでございます。

第二点は、組織ぐるみで行われる不正行為に対する罰則はどうなるのだ、こういうことでござります。

るみで不正があることはあってはならないことなんです。あつてはならないことです。
そこで、罰則の適用でございますけれども、例えは、当該行為をした職員に指示した上司などには、例えは共同正犯だとか間接正犯あるいは教唆犯、こういう刑法等の各条に基づき処罰することは十分に可能でございますので、そういうことで担保してまいります。

以上である（拍手）
〔國務大臣細田博之君登壇〕

〔國務大臣細田博之君登壇〕

政府法規においては、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけ、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意などについて明確に規定しております。野党案のように、自己情報コントロール権といふ意味で本人の関与を規定することにつきましては、その内容、範囲及び法的性格に関しまさまな見解があり、明確な概念として確立していないこと、報道の自由等との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと考えております。さらに、センシティブ情報の本人の同意なき取り扱いの禁止についてお尋ねがありました。

すべての個人情報は、情報の内容や性質にかかわらず、その利用目的・方法、利用環境によっては、個人の権利利益に深刻な侵害が生ずる可能性があるものであります。このため、何がセンシティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難であります。

このため、政府案におきましては、「基本理念」として、すべての個人情報について、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきことと明記し、その上で、専定の分野において特に教

このような政府案の仕組みにかんがみれば、主務大臣制とすることで行政による国民監視、恣意的介入、特定業者との癒着のおそれがあるとの批判は当たらないものと考えております。

野党案のように、新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となり、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるなど、現実性、実効性の観点から問題が多いものと考えております。(白手)

得るものと確信するとともに、一日も早い同法律案の成立を願うものであります。(拍手)
私は、まず総理に、修正部分について質問をさせていただきます。
メディアとその法規制のあり方についてお尋ねします。
私は、表現の自由、報道の自由は国民の知る権利に資するものであり、健全な民主主義社会の実現にとって最も重要な権利であると思っておりま

得るものと確信するとともに、一日も早い同法律案の成立を願うものであります。(拍手)
私は、まず総理に、修正部分について質問をさせていただきます。
メディアとその法規制のあり方についてお尋ねします。
私は、表現の自由、報道の自由は国民の知る権利に資するものであり、健全な民主主義社会の実現にとって最も重要な権利であると思っておりま

○議長（綿貫民輔君） 漆原良夫君。
〔漆原良夫君登壇〕

○漆原良夫君 公明党的漆原良夫でございます。

私は、自由民主党、公明党、保守新党を代表して、ただいま議題となりました個人情報保護五法案について、総理並びに関係大臣等に質問をいたします。（拍手）

したがって、表現の自由、報道の自由に対する法規制は、あくまでも司法による事後のチェックによるべきであって、「行政による事前チェックは厳に慎まなければならぬ」と考えておりますが、総理の御所見をお伺いいたします。

廃案になつた旧法律案も、以下、旧法と言いま
すが、決してメディア規制を意図したものではな
く、むしろ表現の自由を重視するという観点か

日本は、今、世界最高水準のＩＴ国家を目指して、さまざまな制度整備を進めているところでございます。プライバシー等の侵害から国民生活を守るために、個人情報保護法制は、ＩＴ社会に不可欠な基盤法制であります。また、住基ネットワークシステムが本年八月から本格稼働することを考え合わせれば、この法制の制定は急務である

ら、メディア規制にならないよう慎重な配慮がなされたいたものと認識しております。しかし、今回提出の政府案は、以下、新法と申しますが、「基本原則」を削除する等の大幅な修正がなされています。

政府は、このような観点から個人情報保護五法案を第百五十一回国会に提出いたしましたが、同法律案につきましては、残念ながら、メディア規制法案とか、民に敵しく官に甘いなどとの批判を受けて、第百五十五回国会において審議未了のまま廃案となつた経緯があります。

今回提出する法律案は、後で述べますとおり、メディア規制との批判を受けた「基本原則」部分を削除する等の修正を加えるとともに、行政機関の職員等に対する罰則を新設するなどの大幅な修正をして再提出されたものであります。

私は、今回の法律案は各般の批判に十分に耐え

ついで伺います。旧法では、個人情報取り扱いに関する五原則が規定されておりました。すなわち、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性的の確保、透明性の確保の五原則であります。

新法では、この五原則を定めた条文が全面的に削除されています。新法において「基本原則」を削除了した理由は一体何か、新法においては「基本原則」は不要という趣旨なのか、お尋ねいたしました。

法第五十条一項一号は、報道機関の典型例として、放送機関・新聞社・通信社を規定しております。ここに出版社を例示として規定しなかつた理

ことになります。

私は、今回の法律案は各般の批判に十分に耐え

す。ここに出版社を例示として規定しなかつた理

由は何か、出版社が報道を行う場合には第一号に、著述を行う場合には第二号にそれぞれ該当し、適用除外の対象となると考えてよいかどうか、お尋ねいたします。

続いて、細田大臣にお尋ねします。

野党案は、自己情報コントロール権の趣旨を目的規定で明確化しております。

しかし、私は、学説上も確定していない自己情報コントロール権という不明確な概念を実定法に持ち込むことは、解釈、運用の混乱を招き、特に報道の自由等との調整原理も明らかではないため、メディアの正当な活動を制限することになるのではないかという危惧を持つております。

政府案において自己情報コントロール権を規定しない理由についてお尋ねします。

野党案では、いわゆるセンシティップ情報として、思想、信条、医療、福祉、犯罪、人種、民族、社会的身分、門地、出身地、本籍地を規定しております。

しかし、野党案の規定では、いかなる個人情報がセンシティップ情報に当たるか、解釈次第で混乱を生じさせる可能性があります。さらに、これら以外の個人情報であっても、取り扱いに配慮すべき個人情報はたくさん存在していると思います。国民の権利利益に深刻な影響をもたらす個人情報の取り扱いについて、政府案ではどのように対応されようとしているのか、答弁を求めます。

野党案では、主務大臣にかわって、第三者機関である個人情報保護委員会の設置が規定されております。

しかし、私は、個人情報が取り扱われる分野は余りにも広範であり、また、紛争も全国津々浦々で発生する可能性もあります。同委員会がすべての個人情報の取り扱いについて適切かつ迅速に判断をし、処理することは到底不可能であり、現実性、実効性に乏しいのではないかと考えております。

政府案において第三者機関を設置しないことと

した理由をお尋ねします。

新法では、その三十五条第一項で、情報提供者に対する主務大臣の権限の不行使が明記されています。

しかし、私は、憲法の表現の自由等の保障及び新法三十五条第一項の「主務大臣の権限の行使の制限」の趣旨からすれば、解釈上、当然に同一内容の結論が導き出せると思つております。

爰で第三十五条第二項の規定を新設した理由をお尋ねします。

新法は、「報道」を定義し、「報道」とは、不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。と規定しております。

「報道」の定義を条文化する理由は何か、「報道」をこのように定義することによって「報道」の概念を狭くすることにならないか、「客観的事実」とは一体何か、「客観的事実」が客観的真実と違う場合、いわゆる誤報の場合でありますけれども、そ

ういう場合でも「報道」に該当するのか否か、御所見をお伺いします。

新法では、第五章の「適用除外」を受ける者として、「著述を業として行う者」を追加しておりまして、「著述を業として行う者」の定義は何か、「著述を業として行う者」の範囲について、そして、著述を新たに適用除外とした理由について御所見をお伺いします。

立証責任の分担についてお伺いします。主務大臣が報道目的を含まないと誤って判断をして、報道機関が命令取り消しの裁判を提起したとします。この場合、報道目的の有無の立証責任をだれが負うのか。すなわち、報道機関側に報道目的があるというこの立証責任を負わせるのか、主務大臣側に報道目的が全くないということの立証責任を負わせるのか、立証責任を負わせるのか、裁判の実務ではその勝敗を決する大きな要因となります。

私は、表現の自由等を尊重するという法の精神からして、主務大臣側に、当該メディアに報道目

のが全く存在しないことの立証責任を負わせることになります。

新法では、行政機関の職員等に対する处罚規定が新設されております。今回、官に対する处罚規定を新設した理由は何か。職權を乱用して個人の秘密を収集する罪について、五十五条でございま

すが、本法案は、「専らその職務の用以外の用に供する目的」を要件としております。しかし、野党案は、これを要件としておりません。本法案がなぜこの目的を要件としたのか、野党案に対する批判も含めて御所見をお伺いしたいと思います。

最後に、野党案の提出者の皆様に質問させていただきます。

野党の皆さん、これまで、政府案の個人情報保護法案が包括法の形式をとっていることを批判し、個別分野のみを対象とする個別法にすべきであります。しかし、今回、実際に提出された野党案を拝見いたしましたと、政府案と同様に、包括法の形式をとっています。しかも、その具体的な規定ぶりについても、抜本的改正とはほど遠く、単に政府案の一部を修正したにすぎないものとなつていいのではないかという印象さえ私は受けるのであります。

したがって、新法案は、表現の自由と個人情報の保護の両立を図るとの旧法案の趣旨を一層明確にすることを基本として修正したところであります。

旧法案については、本来、メディア規制を内容とするものではなく、その意図も全くなかつたところですが、そのような不安、懸念がなかなか払拭されなかつたところであります。

したがって、新法案は、表現の自由と個人情報の保護の両立を図るとの旧法案の趣旨を一層明確にすることを基本として修正したところであります。

「基本原則」の削除についてでございます。

旧法案においては、万人の努力義務として五つの基本原則を定めておりましたが、報道への支障についての不安、懸念を払拭するため、新法案では、これを削除することとしたところであります。

なお、新法案においても、「個人情報取扱事業者の義務」については、旧法案同様、具体的な規律を定めています。

政府案における出版社の扱いについてのお尋ねでございます。

一般に、出版社が行う出版事業は、報道に限らず広範な分野を含むものであります。報道機関の典型例として例示しなかったものであります。

政府案における出版社の扱いについてのお尋ねでございます。

また、御指摘のとおり、出版社が報道を行う場合は法第五十条第一項第一号に、著述を行ふ場合は第二号に該当いたします。このため、出版社が行う業務について、表現の自由との関係で特別な配慮が必要なものはすべて適用除外とされてい

るところであります。

内閣総理大臣小泉純一郎君登壇
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 漆原議員にお答えいたします。

表現の自由や報道の自由に関する法規制について、行政による事前チェックは慎むべきとの御意見であります。

御指摘のとおり、表現の自由や報道の自由については憲法上も保障されており、個人情報保護法

案においても、その自立性が確保されるべきものであります。

こうした観点を踏まえ、政府案においては、報道や著述の分野に対し、主務大臣による勧告、命令などの関与を伴う法案第四章の「個人情報取扱事業者の義務」について、適用を除外しているところであります。

政府案における修正の基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

旧法案については、本来、メディア規制を内容とするものではなく、その意図も全くなかつたところであります。

政府案における修正の基本的な考え方について

政府側の残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣細田博之君登壇〕

○国務大臣(細田博之君) 漆原議員にお答え申し上げます。

政府案において自己情報コントロール権を規定しない理由についてお尋ねがありました。

本法案においては、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけ、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意などについて明確に規定しております。

しかし、本法案に自己情報コントロール権を明記することにつきましては、その内容、範囲及び法的性格についてさまざまな見解があり、明確な概念として確立していないことや、報道の自由との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと考えております。

次に、国民の権利利益に深刻な影響をもたらす個人情報の取り扱いへの政府案の対応についてお尋ねがありました。

すべての個人情報は、その利用目的・方法、利用環境次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があることから、本法案のような一般法において、特定の性質のみに着目して一定の類型のもののみを対象に特別の規律を設けることは、適切ではないと考えております。

一方、御指摘のように、特に個人情報の適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある場合、政府案においては、必要に応じて個別の法制度や施策ごとに、当該個人情報の取り扱い全般について、きめ細かく必要な措置を講ずることとし

ております。

次に、第三者機関を設置しないこととした理由についてお尋ねがありました。

民間における個人情報の取り扱いは、その事業実施と一体として行われるものであり、また、それが不可欠であります。

このため、政府案では、それぞれの事業を所管する大臣を主務大臣とし、当該事業における個人情報の適正な取り扱いについて行政責任と権限を規定しております。

野党案のよう、新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となり、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるなど、御指摘のとおり、現実性、実効性の観点から問題が多いものと考えております。

次に、第三十五条第二項の新設についてお尋ねがございました。

第一項におきましては、主務大臣は、その権限

行使に当たり、表現の自由、学問の自由などを妨げてはならないとしており、これに第二項の趣旨が含まれることは御指摘のとおりでありますが、個人情報を提供する事業者には義務規定が適用されれており、第一項の趣旨をより明確にし、不安を払拭する観点から、主務大臣はこれらの者に対します。

本法における「著述」とは、小説、評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいうものであります。また、例えば出版物、放送、インターネットなど、その表現方法・手段を問うものではありません。

著述は、取材、構想、執筆、編集、校正、印刷、製本、刊行という一連の行為のすべてによつて成り立っているものであり、「著述を業として行う者」とは、著述にかかる一連の行為について、複数の者が共同または分担して実施する場合

るためには「報道」という概念を用いることが不可以あります。その範囲が恣意的に判断されることのないよう、趣旨を明確にするため、「報道」の定義を条文に明記することとしたものであります。

また、「報道」の趣旨をより明確にし、判断基準を客觀化するため、今回、一般に報道と考えられているものを「報道」の定義として追加したところであり、「報道」の概念それ自体の範囲を狭くしているものではありません。

次に、「客觀的事実」とは何か、また、誤報の場合も「報道」に該当するかとのお尋ねがございました。

「客觀的事実」とは、社会の出来事の意味であり、それを不特定多数の者に知らせようとする意図のもとに事業として行われているものであれば、結果的に誤報であったかどうかを問わず、「報道」に該当すると考えております。

本法における「著述」の定義及び「著述を業として行う者」の範囲についてのお尋ねがありました。

本法における「著述」とは、小説、評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいうものであります。また、例えば出版物、放

を含め、著述にかかる行為に参加する者すべてを含むものであります。

法案において著述を新たに適用除外とした理由についてのお尋ねがありました。

旧法案では、表現活動のうち、従来から個人情報を大量に取り扱ってきた報道のみを適用除外といたしましたが、近年のIT化の進展により、小説家、評論家を始め各般の著述活動においても大量の個人情報を取り扱う可能性があるとの認識にあり、そのおっしゃっている方もおられまして、著述活動についても幅広く適用除外することとしているものではあります。

報道を大量に取り扱ってきた報道のみを適用除外といたしましたが、近年のIT化の進展により、小説家、評論家を始め各般の著述活動においても大量の個人情報を取り扱う可能性があるとの認識にあり、そのおっしゃっている方もおられまして、著述活動についても幅広く適用除外することとしているものではあります。

主務大臣の改善命令に対する取り消し訴訟における立証責任についてお尋ねがありました。

行政事件訴訟において、行政が私人に義務や負担を課す処分を行う場合には、行政の側に要件事実の立証の責任があるとされるのが一般的であります。

したがって、報道機関に対する主務大臣の改善命令があつたときに、報道機関が報道目的を含む訴訟を提起した場合には、主務大臣の側で、報道機関の当該取り扱いが報道目的を全く含まないことを立証する必要があると考えております。

(拍手)

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 漆原議員にお答えいたします。

今回の法案でなぜ官に対する处罚規定を新設いたしました。

著述は、取材、構想、執筆、編集、校正、印刷、製本、刊行という一連の行為のすべてによつて成り立っているものであります。

我々は、当初は、守秘義務違反に対する罰則がありますし、国家公務員法には懲戒处分の嚴重な

規定がありますから、これらの運用で対応できると考えておりますが、国会等での御指摘もあり、行政に対する国民の一層の信頼性回復のためには、ここは処罰規定を置いた方がいいのかな、こういう判断でございます。

そこで、職権乱用で個人の秘密を収集する罪について、この法案では、「専らその職務の用以外の用に供する目的」こう書いております。これは、職権乱用といいましても、いろいろな収集行為の中で、当罰性、刑罰の対象にしてもいい悪い行為、そういうものについてだけ限定するというのが、刑罰というのは大変重いものでございますから、そういう考え方でございます。(拍手)

〔山内功君登壇〕
○山内功君 民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主黨、市民連合を代表して、漆原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、四野党はこれまで政府提出の個人情報保護法案が包括法の形式をとっていることを批判し、個別法にするべきだと強く主張していたといふ御認識を漆原議員はお持ちのようでございますが、四党で合意した正式の文書において、包括法形式を批判し、個別法を主張したことは一度もございません。

ただ、対案を準備する過程の中で、義務規定の対象を別表に掲げる特定の事業のみとするポジティブリスト方式を一度は検討したのは事実であります。最後に、抜本的改正とはほど遠く、単に政府案の一部を修正したにすぎないものとなっているとの御指摘ではございますが、もし、両案の距離が

あります。これは、個人情報の保護と、報道を含め國民の表現の自由を両立させなければいけないと、いう野党四党の共通の問題意識から出発したものであります。

ポジティブリストにした場合、主務大臣による恣意的な適用除外はあり得ないというメリットがあります。また、日本で初めての法律ですし、施行された場合に及ぶ影響の広範さを考慮し、義務規定の適用事業を特定して絞り込むことを検討したことになります。

しかし、保護すべき個人情報は実に多様な企業や諸活動にまたがって存在し、これを切り分けるのは、立法技術上、非常に難しい点があつたということが一つ。

そして、第二に、これが重要ですが、主務大臣が大活躍する政府案とは違い、野党案は、中立な個人情報保護委員会を設置すること、また、表現の自由等、基本的人権の保障の観点から、より適切な適用除外の規定を設け、市民の生活に不当な規制を及ぼさない内容にすることで、包括法に付きまとった懸念を払拭することは十分に可能だと判断し、今回の法案提出に至ったわけでございます。

〔山内功君登壇〕
○山内功君 民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主黨、市民連合を代表して、漆原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、四野党はこれまで政府提出の個人情報保護法案が包括法の形式をとっていることを批判し、個別法にするべきだと強く主張していたといふ御認識を漆原議員はお持ちのようでございますが、四党で合意した正式の文書において、包括法形式を批判し、個別法を主張したことは一度もございません。

ただ、対案を準備する過程の中で、義務規定の対象を別表に掲げる特定の事業のみとするポジティブリスト方式を一度は検討したのは事実であります。最後に、抜本的改正とはほど遠く、単に政府案の一部を修正したにすぎないものとなっているとの御指摘ではございますが、もし、両案の距離が

それほど遠くないとの御認識でしたら、ぜひ審議を通じて御理解を深めていただき、野党案への御賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 工藤堅太郎君。
〔工藤堅太郎君登壇〕

○工藤堅太郎君 工藤堅太郎でございます。私は、自由党を代表して、ただいま提案のありました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案、行政機関における個人情報の保護に関する法律案等五法案並びに民主党、自由党、共産党、社会民主党共同提案の個人情報の保護に関する法律案、行政機関における個人情報の保護に関する法律案等四法案について質問をいたします。(拍手)

思い起こせば、自民党を初めとする与党は、昨年(昭和53年)の通常国会において、本来、総務委員会で審議すべきであった行政機関における個人情報保護法案以下四法案を、私たち野党の強い反対にもかかわらず、数の力を頼みとして、個人情報の保護に関する法律案を審議する内閣委員会に付託し、これら五法案を一括して審議することにしました。

しかし、政府は、これまで、旧法案について、これらの法案は妥当であると、根拠のない強弁を繰り返し行ってきたのであります。

これらは、昨年の通常国会で、個人情報保護法案等を議題とした本会議における我が党の質疑に対して、総理は、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えていない」とか、適用除外について、「例示には限りがあるため、あらゆる例示を列挙することは必ずしも適切ではない」と堂々と答弁しておりました。

それが、野党や報道機関、國民からの強い批判を受けると、メンツを捨てて、法案の「基本原則」そのものを変更した法案を提出してきたのであります。公約を破ることすら問題がないとお考えの小泉

総理にとって、法案の「基本原則」そのものを変えることぐらい朝飯前でしょうが、問題は、何を理由に変更したかであります。

果たして、政府が旧法案の誤りをみずから認めて修正を行ったのか、内閣支持率至上主義の小泉総理が恥も外聞もなくマスコミにこびを売るために修正を行ったのか、総理の見解を伺います。

(拍手) 次に、政府提案の個人情報保護法案について、順次伺います。

まず、法案の「目的」について伺います。

政府案では、個人情報の取り扱いに関して、政府が基本理念と基本方針を定め、国、地方公共団体の責務を明確にするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることとなつております。

しかし、これだけでは、個人情報の保護という

本来の目的に反して、むしろ、政府・与党がジャーナリズムや表現活動に新たな制約を加えるのではないか、いわば官が情報をコントロールするだけの法案になってしまふ懸念が非常に強くあります。

したがって、少なくとも、法案の「目的」に、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し本人が関与することや、個人の権利・利益を保護すること等の自己情報のコントロール権を明確に位置づけるとともに、個人情報の収集、利用、第三者に対する提供に係る本人の権利・利益を保護することも明記すべきであると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、センシティブ情報の取り扱いについて伺います。

個人情報の中でも、思想、信条や医療に関する事項、人種、民族、社会的身分、出生地や本籍に関する事項については、特に慎重に取り扱う必要があることは、そのこと自体が個人のプライバシーを侵害することになるのは明白であります。ところが、政府案では、センシティブ情報に関する問題点の重大性を全く無視して、取り扱いについての基本理念や具体的な事項について一切触れていません。本来であれば、センシティブ情報の特に慎重な取り扱いを個人情報取扱事業者に義務づけるとともに、具体的な項目や例外規定についての項目を明記すべきであります。

なぜ、センシティブ情報の慎重な取り扱いに触れなかったのか、その理由について、総理の見解をお伺いいたします。

次に、主務大臣の関与について伺います。

本法案では、個人情報を取り扱う事業者の事業内容によって主務大臣を置くこととしています。が、これでは、所管大臣ごとに異なる取り扱いがなされるなどの事態が生じる可能性が十分にあります。また、民間事業者全体や思想、信条、言論、表現などの自由に対する不当な介入を招きかねません。

また、主務大臣が報道機関などに個人情報を提供する行為については、その権限行使しないと規定されました。が、報道かどうかの判断については、主務大臣が行うことになっています。これでは公平な判断ができるとの批判もあるわけであります。

また、監督や命令は、あくまでも事業者の行為

に対するものであって、実際に個人情報を侵害された者の苦情処理や救済は機能しない可能性もあります。公権力による表現、報道への不当介入を招くことがあります。

したがって、所管ごとの主務大臣の関与はやめ

ます。それがあります。

なお、個人情報保護法案の野党案については、

政府案と比較すると、これらの問題点が改善され

た内容となっていますが、野党案と政

府案の根本的な違いについて、提出者に伺いま

す。

次に、政府提案の行政機関が保有する個人情報

保護法案について伺います。

先ほど述べたように、行政機関といえども、個人情報を取り扱うには、個人の自己情報コントロール権を明確にすることや、センシティブ情報の慎重な取り扱いを行うことが必要であります。

しかし、政府案では、センシティブ情報の慎重な取り扱いのための具体的な内容については一切触れられていません。また、自己コントロール権に

な取扱いがなされていません。

最後に申し上げます。

個人情報保護法案等の必要性は、だれしもが認めるところであります。しかし、これだけ政府案が批判されているのは、法案の内容に問題点が多いこともさることながら、国民の間に小泉内閣や

政府・与党に対する不信感が強いからこそ、本法

案が恣意的に運用され、政府による情報コントロールが行われるのではないかと疑われていると

いうことを小泉総理は知るべきであります。

自由党は、政府提出法案等の廃案を目指すとともに、個人情報の自己管理の確立と個人情報の不正流出を規制することを主たる目的とした、野党

提案の個人情報保護法案等の成立に向け全力を尽くすことを表明して、私の質問を終わります。

(拍手)

官報(号外)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 工藤議員にお答えいたします。

旧法案の理由についてでございます。

旧法案については、本来、メディア規制を内容とするものではなく、その意図も全くなかつたところですが、そうした不安、懸念がなかなか払拭されなかつたところであります。

このため、新法案では、表現の自由と個人情報の保護の両立を図るとの旧法案の趣旨を一層明確にするため、「基本原則」の削除等の修正を行つたところであります。

自己情報コントロール権などの明記についてでございます。

法案においては、個人の権利利益を保護する観点から、民間事業者及び行政機関の個人情報の取り扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけ、開示、訂正、利用停止などについて明確に規定しているところです。

しかし、本法案に、自己情報コントロール権やその概念を示す用語を「目的」に明記することについては、その内容、範囲及び法的性格に関しまさな見解があり、明確な概念として確立していないことや、報道の自由等との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと考えております。

センシティブ情報に関する規定についてでございます。

わらず、その利用目的や方法、利用環境によっては、個人の権利利益に深刻な侵害が生じる可能性があるものであります。このため、何がセンシ

ティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは極めて困難だと思います。

このため、個人情報の保護に関する法律案においては、「基本理念」として、すべての個人情報について、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきことを明記し、その上で、特定の分野において特に厳格な規律を要する場合には、別途個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置することを義務づけております。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案においても、センシティブかどうかにかかわりなく、行政機関による利用目的の達成に必要な個人情報の保有や目的的外利用・提供を厳しく制限しているところであります。

主務大臣制についてでございます。

法案では、報道分野や著述分野について、勧告、命令などの主務大臣の関与の適用を除外するとともに、その他の分野においても、主務大臣の権限行使に当たって表現の自由を妨げてはならないこととされていることから、主務大臣による不当介入を許容するものとはなっておりません。

新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となり、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるなど、問題が多いものと考えます。

政府案では、個人情報の法令に基づかない目的的外利用・提供がある場合は、行政機関に利用停止を請求することができ、行政機関の決定に不服があるものであります。このため、何がセンシ

される仕組みを設けているところであります。

御指摘のような個人情報の目的外利用・提供の是非について、あらかじめ第三者機関でチェック

する仕組みとすることは、行政全体に対する過大な負担や国民に対する行政の遅延をもたらすなど、問題があるものと考えています。(拍手)
○達増拓也君(達増拓也君登壇)

○達増拓也君(達増拓也君登壇) 工藤議員にお答えいたしました。

議員の提出者への質問は、民主党、自由党、共産党、社民党提案の個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案と政府案との相違点についてであります。

まず、個人情報保護法案ですが、四党案においては、「目的」の中に自己情報コントロール権を明確に位置づけております。また、センシティブ情報の取り扱いについて具体的な規定を設けるとともに、主務大臣の関与にかわり個人情報保護委員会を設置するなど、個人情報の保護に万全を期し、公権力による表現、報道の自由への不当介入を防ぐ内容となっております。

また、行政機関の保有する個人情報保護法案についても、同様に、自己情報コントロール権の明記、センシティブ情報の具体的な取り扱いの規定、データマッチングに関する規定、情報公開・個人情報保護審査会の設置などを盛り込み、個人情報の保護と、行政による個人情報の無制限的な目的的外利用を防ぐ内容となっております。(拍手)

第三者的機関による目的外利用・提供のチェックについてでございます。

政府案では、個人情報の法令に基づかない目的的外利用・提供がある場合は、行政機関に利用停止を請求することができ、行政機関の決定に不服があるときは、審査会において第三者的な判断がな

○春名眞章君 私は、日本共産党を代表して、政

府提出の個人情報の保護に関する法律案及び関連四法案並びに野党提出の個人情報の保護に関する法律案及び関連三法案について、小泉総理及び野

党提出者に質問いたします。(拍手)

初めに、個人情報保護特別委員会の設置について申し上げます。

政府案は、前国会廃案となつた旧法案の一部を修正したものであり、所管省庁も、基本的な内容も変わっていません。旧法案は、与野党合意のもと、二年余にわたつて内閣委員会に付託され、官房長官、法案担当大臣、総務大臣の関係三大臣出席のもとで審議を行つてきました。法案の付託先

を変える合理的理由は全くありません。「野党が委員長の内閣委員会では法案が通らないから」と報じられていますが、もしそうであれば、入党党員以外の何物でもありません。議会制民主主義にも、主務大臣の関与にかわり個人情報保護委員会を設置するなど、個人情報の保護に万全を期すことを厳しく指摘しておきたいと思います。(拍手)

さて、旧法案は、野党はもちろん、報道機関など国民各層からの強い批判によつて廃案となりました。本法案は、その廃案となつたものを一部修正し、再提出したものであります。

総理は、旧法案について、委員会で審議する前から修正を指示するなど、その欠陥を事実上認め

てきましたが、旧法案の一體どこに欠陥があつたからと認識しているのか、まず初めに伺いたいと思います。(拍手)

第一の問題は、旧法案で最大の問題となつた表現、報道の自由を侵害するおそれが政府案によつて払拭されたのかどうかという問題であります。

政府案は、表現、報道の自由を脅かすと批判された旧法案の「基本原則」を削除いたしました。しかし、それと並んで報道の自由侵害の危険が指摘されてきた主務大臣制について、何ら手がつけられおりません。

報道目的や著述目的の判断が主務大臣にゆだねられ、適用除外が狭く限定されたり、恣意的な判断がなされる危険な構造は、そのままであります。当然、そこに、報道に介入する余地が生まれます。この懸念に対し、日本民間放送連盟、日本書籍出版協会、日本ペンクラブなどから、早くも批判の声が上がっております。

なぜ、主務大臣制を残すのでしょうか。答弁を求みたいと思います。（拍手）

表現、報道の自由を排除し、個人のプライバシーという基本的人権に深くかかわる個人情報保護の実施機関は、直接の行政機関ではなく、行政から独立性を持つ第三者機関で行うことが必要で、既にイギリス、ドイツ、フランスでもとられている国際標準であります。

野党案は、行政からの独立性を持つ第三者機関の個人情報保護委員会を提案していますが、その意義について、野党提出者の答弁を求めたいと思います。

また、政府案は、放送機関や新聞社などに対し、個人情報の取り扱いの苦情処理や個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置をみずから講じることを求める規定を設けております。

総理、メディアが自律的に定めるルールや倫理

について、なぜ、国が法律で指示しなければならないのでしょうか。

法案作成にかかわったある官僚は、「基本原則」は削除したが、その一部を残し、メディアにも適用されるようにしたと言つていると報道されました。たこの規定であります。たとえ努力義務であります

しても、例えば、疑惑の政治家が、この規定を根拠にして、報道機関に対し、みずから個人情報を取り扱いについて、苦情に応じるべきだと要求し、報道取材活動を妨害する口実にしたり、あるいは、名誉毀損裁判で裁判官が判断する際の根拠となる可能性も否定できません。いかがでしようか。はっきり御答弁をいただきたいと思います。（拍手）

第二に、個人情報を保護する法制度という角度から伺いたいと思います。

個人情報保護制度をつくる上で最も重要なことは、自分の情報の取り扱いにいかに自分が関与し選択できるかという、自己情報コントロール権の立場を法全体に徹底させることであります。

個人情報の取り扱いに本人が関与する必要がある場合は、個人情報を事業者が取得し保有するとき、事業者が目的外に利用したり第三者へ提供するとき、さらに、本人が自分の情報の開示や訂正、停止を要求するときなどであります。

政府案は、一応、これらの原則を定めています。

野党案は、法案の「目的」に、個人情報の保護委員会を設置することによって、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供などに本人が関与する

自己情報コントロール権の立場をはっきりさせて、個人の権利を保護することを明記しております。ここに政府案との決定的違いがあると思います。

なぜ、政府案は自己情報コントロール権を明記しないのでしょうか。答弁を求めたいと思います。（拍手）

個人情報の中でも最も重要な情報は、思想、信条、病歴、犯罪歴など個人の名譽、信用、秘密に直接かかわるセンシティブ情報であります。これらの個人情報は、民間事業者であれ、行政機関であれ、法律に基づく場合や生命にかかる緊急の場合など特別の場合を除いて原則収集禁止というのが、憲法に定められた幸福追求権や法のものとの平等原則からも当然だと考えます。

この規定は、多くの国で設けられています。個人情報保護条例を策定している地方自治体でも、その約六割が既に設けています。ところが、政府案には、この規定が欠落しています。

政府は、どれがセンシティブ情報か一概に言えません。だからと言いますが、実際に実施している東京、大阪、神奈川など多くの地方自治体では、何ら業務の支障にはなっておりません。地方自治体でできて国ができない理由はないと考えますが、なぜ設けないのか、はっきりお答えいただきたいと思います。（拍手）

第二に、目的規定についてであります。

政府案の目的規定では、行政の円滑な運営が優先されて、個人の権利利益の保護はそれとの調整の結果もたらされるものとなっています。

この法律は、個人情報の保護に関する法律であります。なぜ、個人の権利利益を擁護することを正面に据えないのでしょうか。総理、これでは、個人情報保護の権利は行政の円滑な運営の範囲内ですか守られないということになるのではないで

しょうか。答弁してください。

野党案の「目的」には、行政の円滑な運営の規定はありません。本人関与を原則とする自己情報コントロール権の立場がここで明確にされていると思いますが、野党案提出者に、目的規定の政府案との違いについて伺いたいと思います。

野党案は、法案の「目的」に、個人情報の保護委員会を設置することによって、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供などに本人が関与する

法案第五十五条は、個人情報収集の罰則規定ですが、職権を乱用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集した場合に罰則を適用するとされています。逆に言いますと、職権を乱用して個人の秘密に当たる情報を収集し、リストを作成していません。それでも、それが職務の用と判断されれば適用されない仕組みになっています。

例えば、防衛庁リストを作成した海幕三佐は、仕事を活用できるかもしれないと思ってリストを作成したと述べております。そうしたケースでは、この規定で罰することができないのではないか。答弁を求めて思います。（拍手）

野党案では、職権を乱用して個人の秘密に当たるリストを作成すれば、目的を問わず罰則を適用するもので、より厳格な扱いとしていますが、この考え方について、野党案提出者に伺いたいと思います。

政府案の目的規定では、行政の円滑な運営が優先されて、個人の権利利益の保護はそれとの調整の結果もたらされるものとなっています。

この法律は、個人情報の保護に関する法律であります。なぜ、個人の権利利益を擁護することを正面に据えないのでしょうか。総理、これでは、個人情報保護の権利は行政の円滑な運営の範囲内ですか守られないということになるのではないで

しょうか。答弁してください。

野党案の「目的」には、行政の円滑な運営の規定はありません。本人関与を原則とする自己情報コントロール権の立場がここで明確にされていると思いますが、野党案提出者に、目的規定の政府

第三に、行政による個人情報の目的外利用の規定についてあります。

政府案は、個人情報を目的外に利用し、提供することを原則制限しています。しかし、利用することに「相当な理由のあるとき」は、この制限が外れ、目的外利用を認めています。

「相当な理由」というあいまいな規定では、行政の都合や利便性に偏った判断が行われ、個人情報が国の機関から地方公共団体まで全国の行政機関で使い回されるのではないか、大変危惧を感じます。答弁を求めることがあります。(拍手)

行政の都合のよい判断を規制するためには、目的外利用の是非について、第三者機関である個人情報保護審査会に諮問し、客観的立場からの検討を経て使用することが必要です。同時に、審査会を通じて公開することも必要であります。こうした運用は、既に多くの地方自治体で行われております。野党案はこうした進んだ経験を取り入れていませんが、政府はなぜこれを取り入れないのでしょうか。答弁を求めていきます。(拍手)

第四に、行政機関によるデータマッチングの危険についてであります。

昨年八月から、広範な国民、野党の反対を押し切って、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働されました。大前提の個人情報保護の仕組みがないものでの稼働はもちろん許されないことでもあります。そもそも、国民すべてに十一けたの番号を振って管理することへの国民的合意がないことも、はっきり示されました。

既に、昨年の法改正で、電算処理された住民票コードがつけられた本人確認情報が行政機関内部

(号) 外)

官

で広範に利用され、その事務数は、何と三百六十件にまで拡大されています。その上で、特に複数の電算処理された個人情報ファイルが簡単に相互検索されたり、一つのファイルにまとめられたりすることによって、膨大な個人情報が一括管理される危険が増大しているのであります。

この危険を防止するために、電算処理された個人情報ファイル同士をコンピューターを使って相互にマッチングすることを禁止することがどうしても必要であります。ところが、政府案では、直接これを禁止しておりません。これでは、国民の不安や懸念をますます増大させることになるのであります。答弁を求めます。(拍手)

以上、ただしてきたように、提出された政府案は、基本的には旧法案の延長線上のものであり、國民の批判と疑問にこたえるものではありません。十分な審議を尽くすとともに、野党案に対しての議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の質問を終わりります。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 春名議員にお答えいたします。

「内閣総理大臣(小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 春名議員にお答えいたします。

旧法案についてでございます。

旧法案は、もともと、表現の自由と個人情報の保護の両立を図るとの趣旨で立案したものではありません。しかし、本来、メディア規制を内容とするものではないとの意見も全くなかったところです。

しかし、各方面の不安、懸念が払拭されなかつたことから、今回、その趣旨を一層明確にする修正を施し、再提出したところであります。

主務大臣制についてでございます。

法案では、報道分野や著述分野について、勧

告、命令などの主務大臣の関与の適用を除外するとともに、その他の分野においても、主務大臣の権限行使に当たって表現の自由を妨げてはならないこととされていることから、主務大臣による恣意的な判断を許容するものとはなっておりません。

新たな第三者機関を設けるとすれば、地方組織を含む大規模な行政組織が必要となり、行政改革の流れに反するとともに、事業を所管する大臣との間に二重行政が生ずるなど、問題が多いものと考えます。

報道等の分野については、個人情報の第三者提供の制限や、本人の求めに応じた開示、訂正などの、一般的の事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき種々の義務の適用を除外することとしていますが、これらの分野においても個人情報が適正に取り扱われるべきことは変わりありません。

このため、個人情報の適正な取り扱いについての自主的な取り組みを求めているところです。また、自主的な取り組みの内容の適否について行政機関が関与することは認めていらないなど、報道活動の制限とはならないと考えているところであります。

自己情報コントロール権の明記についてでございます。

行政機関個人情報保護法案第五十五条の罰則規定についてでございます。

まず、刑事罰不適格の原則により、防衛厅リスト案件そのものは、政府案の罰則規定の対象にはなり得ません。

仮に、今後、防衛厅リスト案件と同様の事案が発生した場合に、政府案の罰則規定の対象となるか否かについては、構成要件に照らし、どのような事実認定がなされるかによることになります。

政府案の目的規定の趣旨についてでございます。

しかし、本法案に自己情報コントロール権を明記することについては、その内容、範囲及び法的性格に関しまさまな見解があり、明確な概念として確立していないことや、報道の自由等との調整原理も明らかでないことから、適切ではないと考えております。

センシティブ情報の収集禁止の規定についてでございます。

すべての個人情報は、情報の内容や性質にかかわらず、その利用目的や方法、利用環境によっては、個人の権利利益に深刻な侵害が生じる可能性があるものであります。このため、何がセンシティブ情報であるかをあらかじめ類型的に定義することは、極めて困難であります。

このため、政府案においては、「基本理念」として、すべての個人情報について、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきことを明記し、その上で、特定の分野において特に厳格な規律を要する場合には、別途個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置することを義務づけております。

しかし、その意図も全くなかったところです。

しかし、各方面の不安、懸念が払拭されなかつたことから、今回、その趣旨を一層明確にする修正を施し、再提出したところであります。

政府案の目的規定の趣旨についてでございます。

御指摘の目的規定の趣旨は、行政の適正かつ円滑な運営との適切な調和のもとに個人の権利利益の保護を図るべきとするものであります。すなわち、個人の権利利益の保護を最大限尊重することとしており、行政の円滑な運営の範囲内でしか個人の権利利益が守られないということではありません。

個人情報の目的外利用についてです。

個人情報の目的外利用が認められる「相当な理由」とは、原則禁止の例外として認めるにふさわしい事由をいい、個別事案に応じて厳格に判断すべきものです。

また、個人情報の法令に基づかない目的外利用・提供がある場合は、行政機関に利用停止を請求することができ、行政機関の決定に不服があるときは、審査会において第三者的な判断がなされる仕組みを設けているところであり、行政機関の恣意的な目的外利用を許容しているわけではありません。

個々の個人情報の目的外利用の是非について、条例で第三者機関の関与を定めている地方公共団体においても、目的外利用のための必須の要件とされているところはないものと承知しており、あらかじめその是非について審査会に諮問することなどについては、かえって行政全体に対する過大な負担や国民に対する行政の遅延をもたらしかねないなど、問題があるものと考えます。

データマッチングについてです。

個人の権利利益を保護するために重要なことは、個人情報をみだりに目的外利用・提供させないことであり、このため、政府案では、利用目的を具体的に明確にさせ、その上で、目的外利用・

提供を厳格に制限とともに、個人情報ファイル簿等の公表により透明性を図ることとしております。

これらにより、いわゆるデータマッチングを含め、行政機関によりみだりに目的外利用等が行われ、国民に不安感を抱かせるようなことはないものと考えております。(拍手)

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 春名眞章議員の御質問にお答えいたします。

第一点目は、個人情報を取り扱う監督機関である第三者機関の設置についてのお尋ねです。

野党案は、監督機関として、現行の公正取引委員会と同じように、行政から強い独立性を持った個人情報保護委員会を提案しています。

この設置には、二つの重要な意義があります。

一つは、表現、報道の自由の侵害を排除するためです。

表現、報道の自由は、言うまでもなく、民主主義の基盤をなし、国民の知る権利に奉仕する基本的人権であり、その保障は憲法第十一條で規定されています。このため、報道目的の個人情報の取り扱いを義務規定から適用除外するだけではなく、さらに、監督機関それ自体を行政から独立させることができます。このため、報道目的の個人情報の取り扱いを行政機関に原則禁止としています。

例えば、野党案では、個人の権利を守るために、思想、信条、犯罪歴など、センシティブ情報が、政府案には、この規定がありません。

また、個人情報を収集時の目的以外に利用するが、政府案には、この規定がありません。

また、個人情報を利用したり、本人の開示請求を拒否してもよいという幅広い例外規定を設けています。これに対して、野党案は、例外規定を極力限定し、国民の自己情報コントロール権の立場を法案全体に徹底していることを特徴としております。

第三点目ですが、野党案の罰則規定は、個人情

ら個人情報を取り扱う機関が必要です。その機関として個人情報保護委員会を提案したものであります。

独立した監督機関の設置については、一九九八年のEUの個人情報保護指令でも欧州各国に指示され、多くの国々で実施されている国際標準と言えるものであります。

次に、行政機関法の目的規定について、政府案と野党案の違いについてです。

野党案は、「目的」に個人の自己情報コントローラの権利を保護することを真っ正面に掲げて規定していることに、その特徴があります。一方、政府案は、御指摘のよう、個人の権利利益の保護は行政の円滑な運営を図りながらることになります。ここに、野党案と政府案の基本的な違いがあります。

この目的規定は、「目的」だけの範囲にとどまりません。法案全体にその精神が流れています。野党案では、個人の権利を守るために、思想、信条、犯罪歴など、センシティブ情報の取り扱いを行政機関に原則禁止としています。が、政府案には、この規定がありません。

また、個人情報を収集時の目的以外に利用するが、政府案には、この規定がありません。

野党案は、「相当な理由」があれば、目的外に個人情報を利用したり、本人の開示請求を拒否してもよいという幅広い例外規定を設けています。これに対して、野党案は、例外規定を極力限定し、国民の自己情報コントロール権の立場を法案全体に徹底していることを特徴としております。

○保坂展人君 〔保坂展人君登壇〕

私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の個人情報保護法関連五法案、そして、野党四会派提出の同関連四法案について、小泉総理並びに関係大臣、野党提案者に質問いたします。(拍手)

まず、政府提出の行政機関の個人情報保護法案について、私は、重大な懸念を表明いたします。国民に十一けたの背番号を割り当て、行政が個人情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステムが稼働するに当たって、個人情報保護法制が必要だという議論が繰り返し語られてきました。まず、厳しい基準を持って運営、管理しなければならないのは、国、自治体、特殊法人の扱う個人情報であることは言うまでもありません。

小泉総理、総理みずからに、官に厳しくという姿勢のかけらもあるのでしょうか。わずかに加

います。

職権を乱用し、個人の秘密を収集した場合、たとえ業務に役立つと思っても、個人の秘密を収集することは許されません。業務に役立てば個人の秘密にかかるリストでも問題ないという状況が府内に蔓延したのが、防衛庁のリスト事件です。

こうしたことを探り返さないためにも、これらに対処できる罰則規定が必要だと考えております。また、野党案は、このほかにも、公表された個人情報ファイル以外のファイル、つまり、隠しファイルを利用した場合にも罰金を科し、個人情報保護の厳正な運用を図るようにしております。以上であります。(拍手)

えられた個人単位の罰則だけで、あとは昨年廃案になった法案とほとんど同じ構造の法案を提出する神経を私は疑います。官は誤りを犯さない、役人性善説にあなたは立つのでしょうか。個人情報保護法を懸念し、また、批判し、拒否する声を、小泉総理、あなたはどう聞いたのか、率直に答弁をいただきたいと思います。

小泉総理は、行政機関をチェックする第三者機関設置を求める声をことごとく、結果として否定されてきました。民間には、主務大臣を置いて監視の目を光らせるのに、行政は適切な運営をするはずだからと野放しでいいのでしょうか。屋上屋を重ねる、行革の時代に逆行する、こう言われるなら、国民生活審議会や情報公開・個人情報審査会を活用することを検討してもよかつたのではないかでしょうか。答弁を求めます。

データマッチングの禁止も重要です。

第八条で、目的外使用を禁止しながら、行政機関が法令の定める所事務の遂行に必要な限度で内部使用する場合で、「相当な理由のあるとき」は除外されるとしていますが、「相当な理由」をもつてデータマッチングされるのはどのような場合なのか、具体例を示していただきたいと思います。

また、第十条で、行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは総務大臣に通知しなければならないと報告を義務づけておりますが、一年以内に消去される個人情報ファイルは適用除外とされています。言いかえれば、一年以内に消すのであれば報告なしの収集、監視は思いのままという、ざる法になっているではありませんか。また、政令で定める数に満たないファイルも同様です。その数なるものは、ずばり何件なのか。

以上、総務大臣に答弁を求めます。

政府案は、開示請求などに対し、原則三十日以内の決定、例外三十日の延長としています。しかし、第二十条では、さらなる例外として、期限の定めのない決定期間の延長ができることとなっています。これは情報公開法と同様の規定ですが、情報公開請求をしてからすべての決定までに一年近くも要する例が既に出ており、この法案でも、決定が出るまで、ただ待つだけで、裁判も不服申し立てできないという情報公開法と同様の問題が生じかねないと思います。

この点を、総務大臣の見解をただすとともに、野党案ではどのような工夫がなされているのか、提案者にお尋ねしたいと思います。

昨年廃案となつた政府提出法案の議論に大きな影を投げかけた防衛庁リスト事件は、憲法が保障する国民の思想、信条の自由を脅かす、極めて深刻で重大な事件でしたが、結局、安全確保措置に関する保護法違反で海幕三佐ら四人が懲戒・訓戒処分に、事務次官や官房長ら五人は自衛隊法の信用失墜や指揮監督義務違反で減給・戒告処分になりました。

しかし、今回再提案され、罰則が強化されたはずの政府案では、これら昨年の防衛庁リスト事件で処分された防衛庁長官ら関係者は、どこまでが处罚対象になるのでしょうか。総務大臣に明快な答弁を求めていきたいと思います。

小泉総理、民間情報に関しては、偽りその他不正な手段によって個人情報の開示を受けてはならないとあっても、行政が個人から情報を取得するときには、その規制、網はかけられておりません。また、民間が個人情報を第三者に提供する場合

合、または目的外使用する場合には、本人同意が必要条件となっていますが、行政機関は、何と、「相当な理由」があればよしとしています。さらに、開示、訂正、利用停止の手続は行政の場合にも存在するものの、請求を拒否できる規定も存在します。

また、「個人情報データベース等」とは「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの」と法文ではあります。ただし、個人情報の存否を明らかにすることは拒むこともできるとされています。

官は甘く民に厳しいという欠陥は明らかではないであります。改めて、総理の答弁を求めます。

まず議論すべきは、なぜ個別法ではなくて包括法なのかという問題です。

民間における個人情報保護法制は、金融信用情報、情報通信分野、教育情報、医療情報などの各分野で実効性のある法整備が急がれています。まずは個別法こそ必要と考えますが、国民全部に網をかける包括法を優先するのはなぜでしょうか。

規制を受ける「個人情報取扱事業者」は「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定義されています。「事業者」とは何か、事業を営む者ではないのでしょうか。個人の親睦や趣味、または非営利活動が「事業者」とみなされるのですか。

NGOやNPO、生協、労働組合、市民運動、同窓会、同好会など、すべからく「個人情報取扱事業者」としてしまう乱暴さは、市民生活を混乱に陥れるのではないでしょうか。

内閣官房がことしの三月に配付した個人情報漏えい事件のリストをよく読んでみました。平成六年からの全六十六件のうち、金融信用情報が十八件、情報通信関連が十八件、医療七件、教育六件、これがすべてであり、ここには、非営利のNPOや個人の不祥事は一件も含まれていません。

この事実をどのように受けとめますか。実際の漏えい事件はすべて営利事業者であるならば、まことに、漏えい事件はすべて営利事業者であるならば、ま

報 (号外)

残していないのかどうか、こゝにも伺いたいと思ひます。

さらに、フリーライター、著述家が報道機関などと同一に解されるという今回の政府案の理論をもつてすれば、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」以 外の在野の学者、個人の研究者はなぜ排除されてしまうのか、そこに一貫した考え方があるのかどうか。

以上 三点について 総理 厚生労働大臣の
しつかりした説明を求めたいと思います。
最後に、一例を挙げたいと思います。

例えは原因不明しかし公害発

疑われる工場の周囲で、住民の健康被害が多発している場合を想定してみてください。住民が手を取り合って、ボランティアの協力を得て、周辺住民五千件の健康被害実態調査を行ったとします。さて、この情報収集は公衆衛生の向上のためと解されて、適用除外となるのでしょうか。

NGOや市民運動の目的は、実は、報道でも学術でもなく、公害の原因の特定と排除、早期の健康被害防止にあります。NGOが雑誌や新聞での調査を報告すれば報道と解する向きもあるのでしょうかが、それでは、NGOが記者会見をすれば報道、発表に相当するのかどうか。あるいは、この調査をNGOが学会で発表すれば学術目的といふうに言えるのでしょうかが、学会に属する学者と公開討論会を持ってば学術目的となるのかどうか。この法案の中にこういった視点が欠落しているのではないかと思います。

市民参加の時代をうたつて成立したNPO法のもとで続々誕生している非営利法人や、環境問

個人情報の保護に関する法律案外八案の趣旨説明に対する保坂展人君の質疑

が事前通知、意見陳述等を通じてチェックする仕

「事業者」の定義やNPO、NGO等に対する主務大臣の関与についてござります。

政府案では、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報を収集・加工・利用する事業者を指す。

人情報データベース等を事業の用に供している者」としており、「事業」とは、営利、非営利を問

わざ、一定の目的を持つて反復継続される行為を指すのです。

また、事業の営利、非営利の別にかかわらず、

大量の個人情報を取り扱う際に生ずる権利や利益の侵害の可能性は同様であることから、同様の規

なお、NPO、NGO等に対する主務大臣の関律の対象としております。

与が不適正な場合は、裁判所における救済を受け

る事が可能であり、懸念には及はないものと考
えます。

「報道」を定義することについてです。

そのためには「報道」という概念を用いることが不可

欠ですが、その範囲が恣意的に判断されることのないよう、趣旨を明確にするため、「報道」の定義

を条文に明記することとしたものです。

通用除外の文書は出版権が明記されていないことについてです。

一般に、出版社が行う出版事業は、報道に限らず広範な分野を含むものであることから、報道機

関の典型例として例示しなかつたところです。

しかし、出版社が行う業務については、報道に加え著述も適用除外とすることから、表現の自由

との関係で特別な配慮が必要なものはすべて適用除外とされているところです。

報道機関と比べた場合の在野の学者、個人の研

官報(号外)

- (手配について校内の規則等があればそれも示されたい。又、判断権者をおく理由もわせて示されたい。)
- (6) 状況判断と救急車を呼ぶことに関する校内規則の為に救急車の手配が遅れたという事実はあるか。
- (7) 救急車が到着した時点での患者の重症度をランク毎に示されたい。
- (8) 症状が出てから病院に到着するまでに要した時間はどのくらいか示されたい。

四 死亡例について

- (1) 死亡した場合の診断名は何か。

- (2) 以前提供された資料では、平成四年度から十年間で三十八件の死亡事故があつた旨の報告を受けているが、この報告について主管大臣の見解を示されたい。

- (3) 熱中症に関して右報告以前にとられた国の方策と、右報告以後とられた施策について示されたい。

- (4) 又、来年度に向けて、国として熱中症予防のための取り組みは具体的に検討されているのか。あるのならばそれも示されて示されたい。

- 右質問する。

内閣衆質一五六第二八号
平成十五年四月四日

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員中川智子君提出熱中症に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

手配について校内の規則等があればそれも示されたい。又、判断権者をおく理由もわせて示されたい。

- (6) 状況判断と救急車を呼ぶことに関する校内規則の為に救急車の手配が遅れたという事実はあるか。

- (7) 救急車が到着した時点での患者の重症度をランク毎に示されたい。

- (8) 症状が出てから病院に到着するまでに要した時間はどのくらいか示されたい。

一の(1)について

- 熱中症とは、高温の状況下において運動や労働を行うことなどにより、循環機能、代謝機能及び体温調節機能に著しい失調を来す急性障害の総称であると承知している。

二の(2)について

- 学校においては、児童生徒の健康の保持増進を図ることが重要であり、熱中症等留意すべき健康上の問題に関して、教職員が正確な知識を持ち、その防止に万全を期するとともに、発生した場合には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

二及び三について

- お尋ねの熱中症の症状を訴えた者の数、救急車の要請の状況等については承知していない。

四の(1)について

- 日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)に基づき、日本体育・学校健康センターが行っている災害共済給付において、平成四年度から平成十三年度にかけて死亡して、平成四年度から平成十三年度にかけて死亡している。

- 見舞金を支給した事例のうち、熱中症が関係するると考えられるものの診断名は、熱中症、熱射病、多臓器不全等であると承知している。

四の(2)について

- 学校において、児童生徒が活動中に、熱中症

等の疾病、事故等により死亡することは、痛ま

- しいことであり、熱中症等留意すべき健康上の問題に関して、教職員が正確な知識を持ち、その防止に万全を期することとともに、発生した場合

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

には、的確かつ迅速に対応することが重要であると考えている。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対して、質問事項について

検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年五月二二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

書を受領した。

(電子情報処理組織の設置及び管理等)

第五十条の二 國土交通大臣は、第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用的申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて國土交通省令で定めるもの(以下この条において「申請等」という。)及び当該申請等に対する処分の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて國土交通省令で定めるもの(以下この条において「処分通知等」という。)を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、國土交通省令で定めるところにより、当該港湾管理者においてその使用料を負担しなければならない。

3 國土交通大臣は、前項の港湾管理者を官報で告示するものとする。

4 電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式については、第十二条第二項の規定にかかわらず、國土交通省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の設置及び管理に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 前各項(第二項を除く。)の電子情報処理組織とは、國土交通大臣の指定する電子計算機

(出入力装置を含む。以下この項において同じ。)と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五十四条の前の見出し中「貸付等」を「貸付け等」に改め、同条第一項中「の外」を「のほか」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、港湾施設の管理の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第二条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「又は都市計画」を「、都市計画」に改め、「の施設」の下に「又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第一項に規定する港湾計画において定められた同法第二条第五項の港湾施設」を加える。

第三十条第一項中「道路」の下に「又は港湾施設」を加える。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第三条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の二号を加える。

十 港湾整備事業で次項第七号に規定するものに係る貸付け

第一条第三項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 都市再生特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百八条第七項中「第五十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第九項中「及び港湾法第五十四条第二項」を「並びに港湾法第五十四条第二項」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

二二二号)第三十条第一項の規定による国庫の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の

事業

第一条第三項に次の二号を加える。

九 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

第四条第一項に次の二号を加える。

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金

理由

既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようになるとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提

出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、既存の港湾施設の高度利用を図るために、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようになるとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(一部改正)

第二条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第五十四条第二項及び第三項(港湾施設の貸付け等)」を「第五十四条第二項及び第三項(港湾施設の貸付け等)」に改める。

第五条第二項中「及び港湾法第五十四条第二項」を「並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項」に改める。

港湾法等の一部を改正する

第一条第三項中第七号を第八号とし、第六号

の次に次の二号を加える。

十 港湾整備事業で次項第七号に規定するも

のに係る貸付け

第一条第三項中第七号を第八号とし、第六号

の次に次の二号を加える。

七 都市再生特別措置法(平成十四年法律第

一百八条第七項中「第五十四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第九項中「及び港湾

法第五十四条第二項」を「並びに港湾法第五十四

条第二項及び第三項」に改める。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

官 報 (号外)

一 議案の可決理由

本案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようにするとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進めるための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 本案施行に要する経費

平成十五年度港湾整備特別会計予算に五億六千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成十五年四月八日

国土交通委員長 河合 正智

衆議院議長 綿貫 民輔殿

空港整備法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

空港整備法の一部を改正する法律

第六条第一項中「又はエプロンの新設又は改良」を、「エプロン若しくは照明施設(以下「滑走路等」という。)の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地(以下単に「空港用地」という。)の造成若しくは整備」に改める。

第八条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又は第八条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又は

エプロンの新設又は改良」を「滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備」に改め、同条第四項中「次に掲げる」を「排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋(以下「排水施設等」という。)の新設又は改良の」に改め、同項各号

を削る。

第九条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良」を「滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備」に改め、同条第三項中「前条第四項各号に掲げる」を「排水施設等の新設又は改良の」に改める。

第十条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロン」を「滑走路等又は空港用地」に改める。

第十一条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロン」を「滑走路等又は空港用地」に改め、同条第三項中「排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は第八条第四項第二号の政令で定める空港用地」を「排水施設等」に改め。

附則第二項中「滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良」を「滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備」に改める。

附則第五項中「又はエプロンの改良の工事」を「エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事」に改める。

附則第五項中「又はエプロンの改良の工事」を「エプロン若しくは照明施設の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事並びに当該空港と他の地点との間の路線における予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及び当該工事と併せて施行されるべき空港用地の造成又は整備の工事」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の空港整備法の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国負担(当該国の負担に係る地方公共団体の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた国負担又は補助を除く。)について適用し、平成十四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十五年度以降の年度に支出すべきものとされた国負担又は補助及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国負担又は補助で平成十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理 由

最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるため、照明施設等を空港の基本的な施設として位置付けることにより、その新設又は改良等の工事を促進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

空港整備法の一部を改正する法律案(内閣

提出)に関する報告書

本案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十五年度空港整備特別会計予算に約三百十九億七千万円が計上されている。

右報告する。

平成十四年四月八日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

ため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 第二種空港、第三種空港又は共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地の造成若しくは改良の工事等を追加すること。

2 地方公共団体は、当分の間、その管理する第三種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、予定された航空機の運航の確実性を高度に確保することができるものとして政令で定める照明施設に改良する工事及びこれと併せて施行されるべき政令で定める空港用地の造成又は整備の工事を施行することができる。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十五年度空港整備特別会計予算に約三百十九億七千万円が計上されている。

右報告する。

平成十四年四月八日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

官 報 (号 外)

平成十五年四月八日 衆議院会議録第二十一号

第明治三十五年三月三十日可認物便郵種三

発行所
二東京一 独立基都○ 行政署五 区八四 虎ノ門四 印刷局二五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 一一〇円) 五円